

創業相談カード

相談者名/事業所名		住所	
		生年月日	
		TEL	

相談回数	相談日 時間	認定連携創業支援等事業者名	対応者名	対応者印	対応内容
1	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
2	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
3	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
4	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
5	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
6	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
7	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
8	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
9	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
10	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓
	月 日				1. 経営 2. 財務 3. 人材育成 4. 販路開拓

※認定連携創業支援等事業者である、①各務原商工会議所 ②(株)十六銀行 ③(株)大垣共立銀行 ④岐阜信用金庫⑤日本政策金融公庫⑥岐阜県産業経済振興センターのいずれかの担当者による自筆のサインと個人印をもらってください。

各務原市に「認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する申請書」を提出する際に本書類が必要となります。

※本書類は相談者自身で保管し、原本を各務原市に提出してください。

<備考>

【特定創業支援事業】

1か月以上かつ4回以上の継続的な支援により、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業のことで、各務原市創業支援事業計画で定める特定創業支援事業は下記のとおり

- ①創業セミナー:各務原商工会議所開催(全体の6割以上の参加が必要)
- ②創業相談:認定連携創業支援等事業者の各窓口で、1か月以上かつ4回以上(全ての内容を各1回以上)の相談

【国による支援施策】

1. 株式会社、合名会社、合資会社および合同会社の設立時の登録免許税を軽減
2. 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6カ月前から利用が可能
3. 日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件を充足したものとして利用が可能
4. 日本政策金融公庫「新規開業支援基金」の貸付利率の引き下げの対象として、同資金の利用が可能